

札幌市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の全部
を改正する条例案

平成28年（2016年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市農業委員会の委員等の定数に関する条例

札幌市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（平成20年条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、札幌市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

（農業委員の定数）

第2条 農業委員の定数は、11人とする。

（推進委員の定数）

第3条 推進委員の定数は、17人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日又は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる札幌市農業委員会の委員（選挙による委員に限る。）の全員が退任する日の翌日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（読み替規定）

2 この条例の施行の日が前項に規定する委員の全員が退任する日の翌日となる場合には、同日の前日までの間は、札幌市農業委員会の選挙による委員

の定数に関する条例中「農業委員会等に関する法律」とあるのは、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律」と読み替えるものとする。

（札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表1中

「

農業委員会	会長	報酬月額	96,000円
	副会長		67,000円
	委員		47,000円

」

を

「

農業委員会	会長	報酬月額	96,000円
	副会長		67,000円
	委員		47,000円
農地利用最適化推進委員		報酬月額	42,000円

」

に改める。

（札幌市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

4 札幌市職員等の旅費に関する条例（昭和26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表1 4の項中「定めるもの」を「定めるもの 農地利用最適化推進委員」に改める。

（理 由）

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、議会の同意を得て任命することとなる本市農業委員会の委員の定数を定めるほか、新たに委嘱されることと

なる農地利用最適化推進委員の定数、報酬及び費用弁償について定めるため、
本案を提出する。